

許しに関する経験尺度作成の試み ——項目の収集と信頼性、妥当性の検討——

The Forgiven Experience Scale: Development, Reliability, and Validity.

玉 置 陽 香

問題と目的

謝罪と許しの関わり

「謝罪 (apology)」は私達の日常に深く根ざす、社会生活を営む上では避けて通れないやり取りのひとつである。私達日本人は一般的に謝罪を好むと言われ、「謝罪する民族」と表現されることもあり (大淵, 2010)、謝罪が適当と判断される状況の広さ (Barnlund & Yoshioka, 1990) や独自性が注目されてきた。

ここで改めて「謝る」という言葉を広辞苑で引くと、「過失や罪を認めて許しを求める。わびる。謝罪する。」とある。謝罪の定義については先行研究によって様々 (大谷, 2008) であるが、「許し (forgiveness)」というものが謝罪と深く関係していることは確かだろう。どのような要因に作用されたどのような謝罪方法によって謝罪が行われた場合でも、通常、加害者が謝罪する目的のひとつには被害者からの「許し」を得ることがある (中川・山崎, 2004) からである。例えば謝罪の目的が社会的印象の回復、被害者との関係性の維持、罪悪感からの解放などを強く意識したものであっても、それらは被害者からの「許し」を得ることで成し遂げられたり、効果がより高まったりすると考えられる。さらに教育的観点から謝罪と許しについて考えると、

「ちゃんと謝るまで許さないよ」「謝って許してもらいなさい」などといった親からの指導文句からも分かるように、謝罪を促す教育や躰において「許し」は目的として扱われることがある。

教育・躰における謝罪と許し

ところで教育・躰の観点から謝罪について言及されることがしばしばある (大淵, 2010)。森川ら (2013) は近年の他罰的な社会のあり方に注目し、人が他罰的態度に傾いていく理由のひとつとして、自分の非を認めざるを得ない場面で周囲からどのような対応を受けてきたかという要因を指摘している。中でも幼い頃からの躰や教育が、自ら非を認めることに対する感覚を形成する重要な基盤となっているものと考え、子どもの頃の否定的で理不尽な責任認識指導を受けた体験が、謝罪表現に及ぼす影響を明らかにしている。

また、大淵・齋藤 (1999) は日本人の謝罪傾向の原因として、保護者や教師など、大人による子どもへの弁明指導を理由と仮定し、実験を行った。実験では小学校教師と小学校の保護者を対象とし、加害者となった自らの生徒もしくは子どもにどのような弁明を推奨するか回答を求めた。その結果、提示された選択肢 (謝罪, 弁解, 正当化, 否認, 回避) の中から最も選ばれた弁明方法は、圧倒的に

謝罪であった。大淵らはこの実験から、他者からの受容や良好な人間関係の維持といった、いわゆる日本人の集団主義文化の価値観を背景とした謝罪優位の責任指導の存在を指摘し、日本人の謝罪傾向を世代間伝承現象のひとつとしてみなしている（大淵，2010）。これらの研究は、指導や躰といった、子どもの頃に身近な大人から繰り返し受ける教育的行為が、個人の謝罪観を形成する一因となり、結果として謝罪表現や謝罪方略などにも影響している可能性を示唆している。

また、教育・躰の場面では単に謝罪のみが求められるわけではなく、「ちゃんと謝るまで許さないよ」といったように、謝罪と許しを関連させた指導が用いられる。そのため、謝罪に関する研究を行う際には、「許し」という視点も含め、受けてきた教育・躰についての経験といった要因にも配慮する必要があるだろう。しかしこれまで謝罪に関する研究において許しを扱ったものは多くない。数少ない研究でも加害者の謝罪や加害行為の意図性が被害者の許しに与える影響についての研究（早川・萩野，2009/2010）に留まり、謝る側の許しに関する経験が謝罪行動にどのような影響を及ぼすかについての調査はなされていない。

許しに関する経験尺度作成の意義

そこで本研究では、謝罪と共に教育的場面において頻繁に経験される「許しに関する経験」を測定する尺度を作成し、その信頼性と妥当性を検討することを目的として調査を行う。

現在、許しに関連する尺度としては他者や環境、自己に対する個人の寛容性を測定する尺度が存在するが（長内・古川，2005/加藤・谷口，2009）、個人が受けた許しに関する経験を測定する尺度は存在しない。そのため、本研究では個人が子どもの頃に親（あるいはそれに代わる保護者）から受けた許しに関する経験について尋ねる尺度を作成する。この

場合、「許しに関する経験」には、許された体験に限らず、許されなかった体験なども含まれる。例えば謝罪したが許してもらえないという状況を繰り返し経験した者と、謝罪し許される状況を繰り返し経験した者とを比較した場合、私達の謝罪や許しに関する認識・行動は異なる可能性があるためである。

許しに関する経験を測定する尺度を作成することで、謝罪行動の背景にある「個人の躰や教育に関する経験」の中でも具体的な、「許しに関する経験」という新たな角度から、この領域の研究がなされることが期待できる。また、この新たな視点からの研究は、子どもへの指導や躰といった教育的観点や、日本人の謝罪傾向を探るという点から考えても、意義のあるものだと考えられる。

研究 1

目的

子どもの頃に身近な大人から受けた許しに関する経験について調査を行う。調査協力者が親（あるいはそれに代わる保護者）に叱られて許された体験、許されなかった体験について具体的なエピソードを収集し、叱りと許しに関する出来事が、調査協力者にとってどのように経過するかを検討すること、また、親から叱られる経験および許される経験をどの程度持っていると感じているか、すなわち叱りと許しの経験頻度を確認することが主な目的である。

「叱り」に関するこれまでの国内の研究は教師の叱り言葉について扱ったものや、教育的観点から子どもの「叱り」認知について扱ったものが多かった（竹内ら，1993/竹内・三宮，1989/佐藤ら，2013）。そのため、本研究の目的に沿った、親（あるいはそれに代わる保護者）からの叱りに限定したエピソードの収集を行った。

方法

調査協力者 大学生92名（男性36名、女性56名、平均年齢20.22歳、SD=1.35）。

調査協力者を大学生とする理由について述べる。本研究は、後に実際に謝罪表現と関連づけた研究を実施することが想定された上で行われた。そのため、アルバイトなど学外での活動により様々な謝罪経験が蓄積されており、かつ子どもの頃に親から受けた許しに関する経験をまだ十分に記憶している年齢だと考えられる大学生を調査の対象とする。

質問紙 調査協力者が親（保護者）に叱られて許された体験、許されなかった体験について具体的なエピソードを収集するため、自由記述によるエピソードの記入を中心とした質問紙調査を行った。また、親からの叱りと許しの経験頻度に関する質問項目の内容は下記の通りであった。

質問紙は調査協力者の基本属性（学年、学科、性別、年齢）を尋ねるものに加え、以下の項目から構成された。いずれも、子どもの頃に親（保護者）から受けた経験について質問した。

質問1：どの程度叱られていたと思うか（〈叱られ頻度〉、4件法）、質問2：親は、叱った後で許してくれる人だったと思うか（〈許され頻度〉、4件法）、質問3：叱られて、許された体験（最終的に許されたと感じるエピソード）に関して、（1）叱られた相手、（2）なぜ・どのように叱られたか、（3）その時どうしたか、（4）その時もった罪悪感の程度（5件法）、（5）相手があなたを許した時の状況（言葉や行動、態度について）、（6）許されてどう感じたか、質問4：叱られて、許されなかった体験に関して、（1）叱られた相手、（2）なぜ・どのように叱られたか、（3）その時どうしたか、（4）その時もった罪悪感の程度（5件法）、（5）相手があなたを許さなかった時の状況、（言葉や行動、態度について）もしくは、許されなかったと

感じた理由、（6）許されずに、どう感じたか。

本調査では、許しの言葉のあるなしに捉われず、調査協力者が主観的に「許された」「許されなかった」と感じたエピソードを記述するように、教示文や例文にて強調した。

手続き 調査は大学の授業時間内に一斉に行った。自由記述部分に関しては、経験がないなどの理由で記入できない場合は空白にし、経験のある部分のみに回答するよう求めた。

結果

エピソード数 叱られて、許された体験の収集エピソード数（質問3（2）回答者数）は87、叱られて、許されなかった体験の収集エピソード数（質問4（2）回答者数）は36であった。

統計処理に用いたソフトは、IBM SPSS Statistics ver.20であった。

叱りと許しの経験頻度、および罪悪感に関する質問 調査協力者の、親からの叱りと許しに関する経験頻度について確認するため、質問1の「叱られ頻度」、質問2の「許され頻度」の平均値を算出した（表1）。また、叱りと許しに関する具体的な出来事において、調査協力者がどの程度罪悪感をもったかを確認するため、質問3、4の（4）「その時もった罪悪感の程度」について、平均値を算出した（表1）。さらに全ての変数に対し、Kolmogorov-Smirnovの正規性の検定を行った。その結果、質問1の「叱られ頻度」の平均値は正規分布に従わないこと（ $p=.24>0.05$ ）、質問2の「許され頻度」の平均値は正規分布に従わないこと（ $p=.29>0.05$ ）、質問3（4）の「その時もった罪悪感の程度」の平均値は正規分布に従わないこと（ $p=.23>0.05$ ）、質問4（4）の「その時もった罪悪感の程度」の平均値は正規分布に従わないことが分かった（ $p=.20>0.05$ ）。度数分布を確認したところ、叱られ頻度につ

表1 叱られた経験に関する基本的質問の平均値およびSD値

	平均値	SD値
どの程度叱られていたと思うか	2.70	0.99
親は、叱った後で許してくれる人だったと思うか	3.33	0.75
許された場合の罪悪感	3.56	1.38
許されなかった場合の罪悪感	3.32	1.58

いては、1と回答した調査協力者数は9で、2と回答した調査協力者数は34で、3と回答した調査協力者数は22で、4と回答した調査協力者数は25であった。許され頻度の度数を確認したところ、1と回答した調査協力者数は2で、2と回答した調査協力者数は9で、3と回答した調査協力者数は36で、4と回答した調査協力者数は43であった。許された場合の罪悪感の度数を確認したところ、1と回答した調査協力者数は12で、2と回答した調査協力者数は8で、3と回答した調査協力者数は14で、4と回答した調査協力者数は25で、5と回答した調査協力者数は28であった。許されなかった場合の罪悪感の度数を確認したところ、1と回答した調査協力者数は8で、2と回答した調査協力者数は5で、3と回答した調査協力者数は5で、4と回答した調査協力者数は7で、5と回答した調査協力者数は13であった。

叱りと許しに関する出来事の相手 調査協力者が報告する叱りと許しに関する出来事の相手の内訳を把握するため、記入したエピソードにおける叱られた相手を尋ねた。調査協力者が許された場合に叱られた相手として最も多く挙げられたのは母親で63人、次いで父親と回答した調査協力者が20人、両親と回答した調査協力者が4人だった。

調査協力者が許されなかった場合に叱られた相手として最も多く挙げられたのは母親で22人、次いで父親と回答した調査協力者が9人、両親と回答した調査協力者が1人、姉と回答した調査協力者および先生と回答した調査協力者がそれぞれ2人だった。

KJ法に基づく図解化 叱りと許しに関する

出来事が調査協力者にとってどのように経過するのかを検討するために、KJ法(川喜田, 1967)に基づく図解化を行った。自由記述部分から得られた回答を基に、筆者を含めた6人の合議により、分類、見出し付けを行った。質問項目の内容と解釈のしやすさを考慮し、分類は「許された体験についてA」、「許された体験についてB」、「許されなかった体験についてC」、「許されなかった体験についてD」の4回行った。

Aは質問3の(2)なぜ・どのように叱られたか、(3)その時どうしたか、Bは質問3の(5)相手があなたを許した時の状況、(6)許されてどう感じたか、Cは質問4の(2)なぜ・どのように叱られたか、(3)その時どうしたか、Dは質問4の(5)相手があなたを許さなかった時の状況、(6)許されずに、どう感じたかの回答から分類したものであった。これは、叱られる出来事→叱り→許しという時間経過を便宜的に前半と後半に分けたもので、AとCは叱られた出来事とそれに対する反応という内容、BとDは、その後起こる(もしくは起こらない)許しに関する状況とそれに対する反応という内容となっていた。Aからは18カテゴリー、Bからは8カテゴリー、Cからは13カテゴリー、Dからは9カテゴリーを見出し、計48カテゴリーに分類した。

分類結果と見出しを基に、カテゴリー間の関係性について検討し、その関係性をそれぞれ図解化した(図1、2、3、4)。各カテゴリー名称を表2に示した。

考察

叱りと許しの経験頻度、および罪悪感に関する質問について 質問1の「叱られ頻度」、質問2の「許され頻度」、そして質問3、4の(4)「その時もった罪悪感の程度」についてそれぞれ平均値を算出し、正規性の検定を行った結果について考察する。

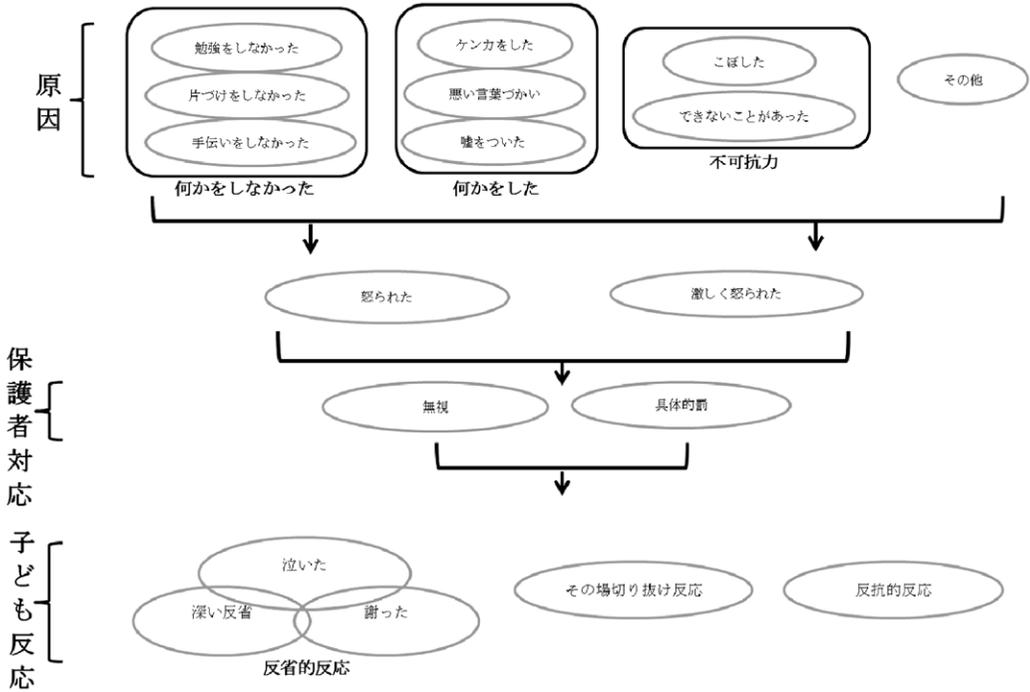


図1 許された体験についてAカテゴリー間の関係性

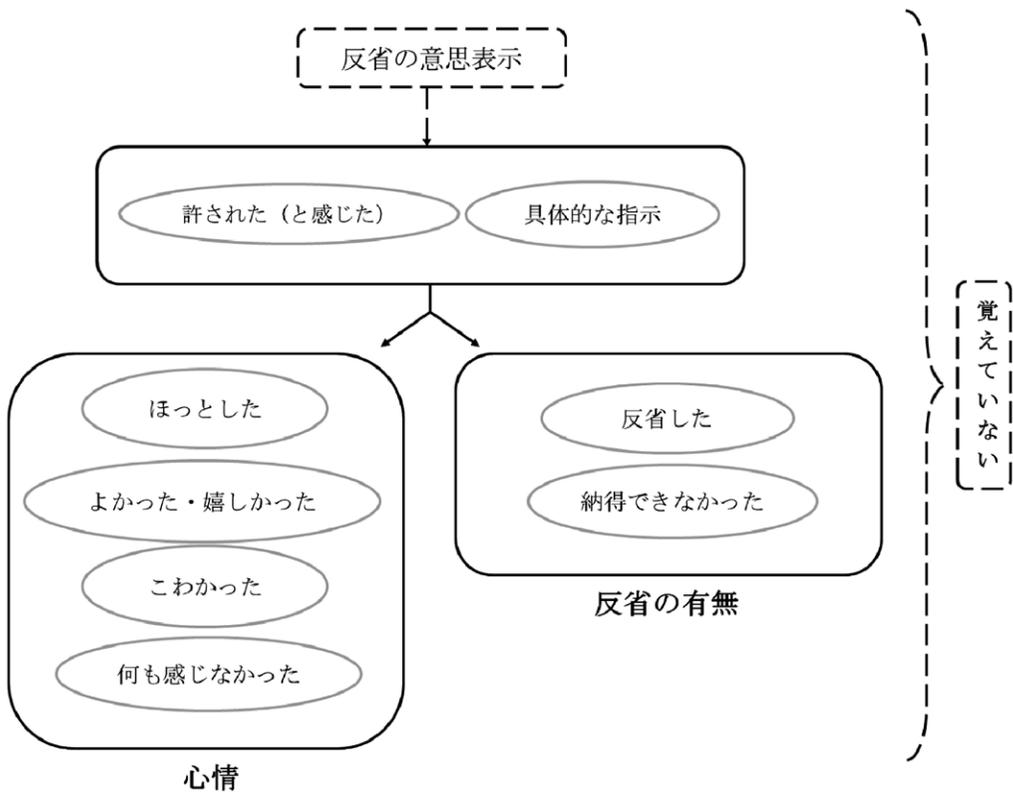


図2 許された体験についてBカテゴリー間の関係性

この分析の目的は、親からの叱りと許しに関する経験頻度を確認すること、また、叱りと許しに関する具体的な出来事において、調査協力者がどの程度罪悪感をもったかを確認することであった。叱られ頻度の平均値を見ると、極端に大きな値でも小さな値でもないように思われるが、正規性の検定の結果、叱られ頻度の平均値は正規分布に従わないことが分かった。度数分布をみる限り、「ほとんど叱られなかった」と感じている調査協力者が多いということではなく、「どちらかという叱られなかった」と感じる者から「よく叱られた」と感じる者まで、ばらつきがあるようである。また、「許され頻度」の平均値は「叱られ頻度」と比べてやや高めのように思われる値を示したが、正規性の検定の結果、平均値は正規分布に従わないことが分かった。度数分布表を確認したところ、データは負の歪みを示しており、調査協力者は親を許してくれる人だったと感じている傾向にあると推測できる。

罪悪感に関しては、許された場合に比べ、許されなかった場合のサンプル数が少なかったため、2つの場合で平均値に統計的な差があるかどうか分析することはしなかった。また許された場合、許されなかった場合ともに、平均値は正規分布に従わないことが分かった。度数分布を確認すると、許された場合、許されなかった場合ともに、罪悪感を非

常に持ったと回答した調査協力者がいずれも多かった。

また、許された場合、許されなかった場合ともに、まったく罪悪感を持たなかったと回答した調査協力者も、一定数おり、その数は、罪悪感を非常に持ったと回答した調査協力者数の半数よりも多かった。しかし、中間部分（5件法のうち2から4）について確認すると、許された場合において、比較的罪悪感を持った調査協力者（5件法のうち4）が多い

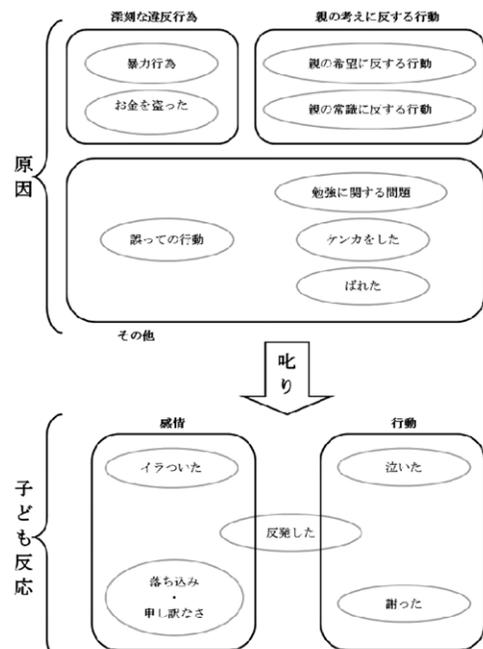


図3 許されなかった体験についてCカテゴリ間の関係性

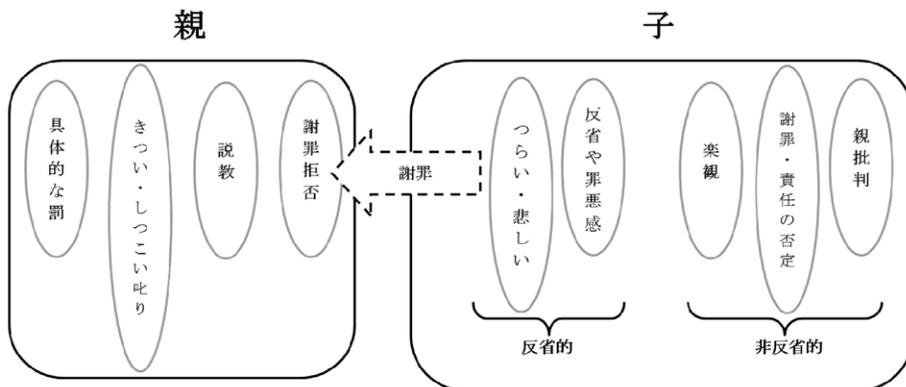


図4 許されなかった体験についてDカテゴリ間の関係性

表2 各質問項目におけるカテゴリーの一覧

許された体験についてA	許された体験についてB	許されなかった体験についてC	許されなかった体験についてD
勉強をしなかった	許された（と感じた）	暴力行為	具体的な罰
片づけをしなかった	具体的な指示	お金を盗った	きつい・しつこい叱り
手伝いをしなかった	ほっとした	親の希望に反する行動	説教
ケンカをした	よかった・嬉しかった	親の常識に反する行動	謝罪拒否
悪い言葉づかい	こわかった	誤っての行動	つらい・悲しい
嘘をついた	何も感じなかった	勉強に関する問題	反省や罪悪感
こぼした	反省した	ケンカをした	楽観
できないことがあった	納得できなかった	ばれた	謝罪・責任の否定
怒られた		イラついた	親批判
激しく怒られた		落ち込み・申し訳なさ	
無視		反発した	
具体的罰		泣いた	
泣いた		謝った	
深い反省			
謝った			
その場切り抜け反応			
反抗的反應			
その他			

ようであるから、全体としては、調査協力者は許された場合のほうが罪悪感をもつのかもしれない。いずれにせよ、今回の調査ではサンプル数が少ないためこれ以上の考察は差し控える。

叱りと許しに関する出来事の相手について つぎに、調査協力者が叱られた相手について考察する。調査協力者が報告する叱りと許しに関する出来事の相手の内訳を確認することが目的であった。叱られた相手としては許された場合、許されなかった場合どちらにおいても母親が多く、多くの調査協力者は子どもの頃、母親に叱られるという経験をし、比較的許しも得ていたということが推測できる。今回の調査では、叱られた相手は親（保護者）と限定していた。小さいときほど家族と過ごす時間が長く、かつ失敗を繰り返すため、主婦として家にいる時間が長く、家庭において子育ての役割を担うことが多い母親からの叱られた経験が多い結果となったと推測できる。なお、先行研究から、印象深く記憶に残っている叱られた経験は、主に小学校から中学校時代に最も経験されていること、また、印象深い叱り手を家人、教師、その他から選択させると、幼稚園、小学校、中学校、高校と成長する過程で教師の割合が増え続けること

が分かっている（竹内・三宮, 1989）。今回の調査でも、エピソードに叱られた時期について記入した調査協力者が何人かいたが、比較的「小学校の時」の内容が多かった。統計的分析を行っていないためはっきりとしたことは言えないが、親（保護者）から叱られた時期として大学生が印象深く記憶している体験は、小学校時代のものが多いようだ。

KJ法による図解化について 叱りと許しに関する出来事がどのように経過するか検討することを目的として行ったKJ法による分類と見出し付け、図解化の結果について考察する。まず、許された体験についてAと許されなかった体験についてCを比較して考察する。AとCは、共に、叱られた出来事とそれに対する親と自身の反応という内容について図解化されている。そのため、許された場合と許されなかった場合では、叱られることになった出来事やそれに対応して起こる反応、その経過においてどのような違いがあるのかを、AとCの比較を通して確認できると考えられる。

得られたカテゴリーのうち、図解化の段階で原因と解釈したものについて、許された体験と許されなかった体験について比較してみると、許されなかった体験の原因には、『深

刻な違反行為』と『親の考えに反する行動』という上位カテゴリーに属する原因が見出された。反対に許された体験の原因は、手伝いや勉強など『何かをしなかった』ことに関する上位カテゴリー、ケンカをしたなど『何かをした』ことに関する上位カテゴリー、こぼしたなどの『不可抗力』な出来事に関する上位カテゴリーが見出された。同様に叱られた後の子どもの反応を見てみると、「泣いた」、「謝った」、反発もしくは反抗に関するカテゴリー（「反抗的反応」、「反発した」）は共通していたが、許された体験にのみ「深い反省」と「その場切り抜け反応」というカテゴリーが、許されなかった体験にのみ「イラついた」「落ち込み・申し訳なさ」というカテゴリーが見出された。

これらのことから、比較的日常で起こりやすく深刻でないミスや違反に関しては、その後許される可能性が高いが、暴力行為やお金を盗ったなどの深刻な違反をした場合は許されない可能性が高いと推測できる。また、親の考えに反する行動をとった場合も許されなかった。このような原因での叱りは子どもとしても受け入れがたかったり、希望にそえない心苦しさを感じたりするため、「イラついた」や「落ち込み・申し訳なさ」というカテゴリーが子どもの反応として現れる結果となったと考えられる。許された体験においてのみ「深い反省」というカテゴリーが見出されたが、これは「深く反省したため許された」可能性と、「許されるという経験を繰り返すことによって深く反省することを学んだ」という可能性が考えられる。許された体験において見出された「その場切り抜け反応」に関しては、比較的深刻でない、日常的な違反ならばその場限りの言動で罰や叱りを逃れようという考えを持ちやすく、親としても深刻な問題でないため、そのような言動で納得したり、一応許したりすることが多いのではないかと推測する。同様に、「反抗的反応」も、

子どもとしては比較的深刻ではない出来事だからこそとれた反応であり、親も深刻でないため、反抗的な反応でも許したのではないかと考えられる。両体験に共通して「泣いた」「謝った」「反抗的反応」もしくは「反発をした」というカテゴリーが見出されたことから、謝罪や、泣いたり反抗したりという行動の有無以外の要因が、その後親が子どもを許すか許さないかを左右している可能性が示唆された。

なお、許された体験に関しては「怒られた」「激しく怒られた」「無視」「具体的罰」という四つのカテゴリーが保護者対応として見出されたが、許されなかった体験に関してはカテゴリー化されなかった。これは、許されなかった体験は、許された体験に比べ収集されたエピソード数が少なかったことに加え、報告された怒られ方が多様かつ、非常に具体的だったためである。すなわち、モデル化するだけの共通性が見出せなかった。「許し」を得るということは、区切りや解決、終結とも考えられ、我々は許されることで罪悪感から解放されたり仲直りしたりし、その一連のできごとに捉われず再スタートを切ることができる。許されなかった体験をしたときには、そのような解決や区切りを迎えられず、叱られた子どもとしても納得のいく結果ではないため、その出来事に囚われ、怒られ方等の詳細をよく覚えている傾向にあるのかもしれない。この点に関しては、許された場合と許されなかった場合それぞれで、実際にどの程度怒られ方等を覚えているのか、量的な調査も含めたさらなる比較が必要だろう。

次に、許された体験についてBと許されなかった体験についてDを比較して考察する。BとDは、叱られた後に出来事がどう経過したかについて、許しがあった場合となかった場合それぞれで図解化されている。そのためBとDの比較を通し、許しのある場合とない場合で、叱られた後の出来事の経過等にどのよ

うな違いがあるのか確認できると考えられる。

許された体験についてBおよび許されなかった体験についてDの図解化の結果について考察する。この二つの体験については共通したカテゴリーはひとつも見出せなかった。まず、許された体験では、反省の意思表示の有無にかかわらず、「許された（と感じた）」もしくは「具体的な指示」のカテゴリーが見出された。これを受けて、「反省した」、「納得できなかった」などのカテゴリーが含まれる『反省の有無』や、「ほっとした」「よかった・嬉しかった」「こわかった」「何も感じなかった」などのカテゴリーが含まれる『心情』が子どもの反応として生じる。『心情』『反省の有無』に含まれるカテゴリーは許されたことを素直に喜んだり、受け止めたりする反応に対応したカテゴリーがある一方、「納得できなかった」「何も感じなかった」などの反省的ではないカテゴリーもあった。許された体験Aについて考察した際に述べたように、違反内容が日常で起こりやすく深刻ではない違反やミスである場合、保護者に怒られても子どもは「その場切り抜け反応」や「反抗的反応」をする可能性がある。結果として一応許された後でも、反省していない状況が生じたものと推測できる。また、一連のプロセスを『覚えていない』と回答した者が多かったことから、許された体験は、許されなかった体験に比べて詳細は記憶に残りにくいという可能性が考えられる。この点に関しては先述の通り、さらなる調査が必要である。

次に許されなかった体験だが、許された体験が反省→許し→子どもの反応という時間経過が分かる図解化がなされたのとは異なり、全てのカテゴリーが同時に何度も繰り返される可能性のある構造になっていることが分かる。許されなかった体験についてCで見出された子どもの反応には、「イラついた」、「反発した」そして「落ち込み・申し訳なさ」、「泣いた」、「謝った」があったが、これらがそれ

ぞれ<子>の『非反省的』カテゴリーの「親批判」、「謝罪・責任の否定」、「楽観」、「反省的」カテゴリーの「反省や罪悪感」、「つらい・悲しい」に繋がっていると考えられる。<親>のカテゴリーには「謝罪拒否」、「説教」、「きつい・しつこい叱り」、「具体的な罰」とある。いずれも、許された体験の過程でもあり得ることだが、許されなかった体験の場合はその後「許し」という終結がないため、子どもはこの図解化のカテゴリーに見られるような感情ないし考えを長期間持ち続けることになると予測できる。

竹内、澤田、三宮（1993）の研究によると、叱りが長い場合は、短い叱りと比べ、反省感情を高める割合が少なく、きつい叱りことばに対する嫌悪感、きつくない叱りことばに対する嫌悪感より強い。本研究からも「きつい・しつこい叱り」というカテゴリーが見出されているが、先行研究にあてはめて考えると、きつく、しつこく（長く）叱られたことにより、反省感情があまり喚起されず、親や親の叱り言葉への嫌悪感が強まった可能性がある。結果として、反省がないとみなされ親から許されなかったり、子どもとしても親との会話を拒否したりする、などという悪循環に陥っている可能性が考えられるだろう。

さらに特筆すべき点として、「許された（と感じた）」カテゴリーについて触れる。今回の調査から、調査協力者は親から具体的な許しの言葉をかけられなくても、許されたと判断する場合があることが分かった。大淵（2010）は、謝罪には非言語的要素が伴うことが多いとしていたが、この調査結果は、謝罪のみならず許しに関しても、非言語的なやり取りが存在することを示していると言えるだろう。

また、今回の調査では、叱られた相手を「親」あるいは「それに代わる保護者」と限定していたが、友人や同僚といった身内ではない関係の相手との葛藤解決の際にもこのような非

言語的許しが用いられるのか、もしくは非言語的な行動を許しと感ずることができるのか、今後さらなる調査が必要である。

以上、叱りと許しに関するエピソード収集を行ったが、多様なエピソードの中にも共通した事象が多々見られ、48のカテゴリーを見出すことができた。

研究 2

目的

研究 1 の結果を基に、許しに関する経験について尋ねる「許しに関する経験尺度」を作成し、その信頼性と妥当性の検証を行うことが目的である。これまで、国内外の研究において、特性としての「許しの個人差」を測定する許し尺度が開発され (Thompson, et al, 2005/加藤・谷口, 2009 など)、その日本語版が作成されてきた (長内・古川, 2005)。これらの尺度は他者や環境、自己に対する個人の寛容性を測定する尺度であり、個人が受けた許しに関する経験について測定する尺度ではない。そこで、研究 2 では、研究 1 で見出したカテゴリーを参考に「許しに関する体験質問」を作成し、「許しに関する経験尺度」を作成するための探索的因子分析を行う。さらに構成された「許しに関する経験尺度」の信頼性と妥当性を検証するため、尺度の構成内容を考慮した仮説を立て、その検証を行う。

なお、今回の研究では、許しに関する経験 (許される場合だけでなく、許されない場合などが含まれた経験) の中でも、子どもの頃に親 (あるいはそれに代わる保護者) から受けた許しに関する経験について扱い、その経験頻度を尋ねる尺度を作成する。

方法

調査協力者 大学生108名 (男性40名、女性68名、平均年齢18.91歳、SD=.95)。

質問紙 質問紙は調査協力者の基本属性 (学

年、学科、性別、年齢) を尋ねるものに加え、以下の項目から構成された。なお、全ての質問が、調査協力者の親 (あるいはそれに代わる保護者) からの経験について尋ねるものであることが、最初に教示文で強調された。また、全ての質問は子どもの頃について尋ねるものであった。

質問 1 : どの程度叱られていたと思うか (〈叱られ頻度〉、4 件法)、質問 2 : 親は、叱った後で許してくれる人だったと思うか (〈許され頻度〉、4 件法)、質問 3 : 許された理由推測質問。叱られた後、親 (保護者) が調査協力者を許した理由として各項目がどの程度当てはまると思うか、それぞれ当てはまると思う数字にひとつ丸印を付けるよう指示した (5 件法)。質問 4 : 許しに関する体験質問。親 (保護者) に叱られたときのことを思い出すよう教示した上で、各項目をどの程度経験したと思うか、それぞれ当てはまると思う数字にひとつ丸印をつけるよう指示した (5 件法)。

質問 3 「許された理由推測質問」および質問 4 「許しに関する体験質問」の項目内容は、それぞれ表 3 の 7 項目、表 4 の 34 項目であった。「許された理由推測質問」の 7 項目は、研究 1 で収集したエピソードと許された体験について A、B のカテゴリーを参考に作成された。「許しに関する体験質問」の 34 項目は、研究 1 で収集したエピソードと、そこから得られたカテゴリーを参考に作成された。ただし、叱れた原因 (叱られた体験) ではなく、許された (許されなかった) 体験について尋ねる尺度を作成することが本研究の目的であるため、図解化の段階で「原因」と判断された部分のカテゴリーは質問項目にできなかった。各カテゴリーの内容を許された体験、もしくは許されなかった体験と結びつけた形で質問項目にした (例: 「ほっとした」というカテゴリーであれば、許された後の反応であるため、「許されて、ほっとした」という項

表3 「質問3 許された理由推測質問」質問項目

1 深く反省したから	5 泣いたから
2 とりあえず謝ったから	6 罰を受けたから
3 心から謝ったから	7 親の機嫌が直ったから
4 自分の責任を認めたから	

表4 「質問4 許しに関する体験質問」質問項目

1 親が「どうすべきなのか」や、「どうして欲しいのか」を具体的に説明し、許してくれた
2 時間が経つといつも通りになったので許されたと感じた
3 許されて、ほっとした
4 許されて、嬉しかった
5 許されて、反省した
6 「もういいよ」、「わかったよ」などと言われ許されたと感じた
7 最後には怒ってないようだったので許されたと感じた
8 許されて、親との関係がもとに戻ったと感じた
9 何度も謝ったら許された
10 しばらくしたらもう怒ってなかった
11 「もうしない」あるいは「これからはする」などの約束をしたら許された
12 しばらく経つと親の機嫌がなおっていて許されたと感じた
13 その場を切り抜けるために謝ったり言い訳をしたりしたら許された
14 許されたが納得できなかった
15 許されたが怖かった
16 許されたが何も感じなかった
17 反抗したが最終的には許された
18 謝ったが許されなかった
19 そのうちもとに戻るだろうと思ったが、許されなかった
20 きつくしつこく怒られ、許されなかった
21 説教されたまま許されなかった
22 反省したが許されなかった
23 罰を受けた後も許されなかった
24 許されず、つらい思いや悲しい思いをした
25 申し訳ないという気持ちだったが許されなかった
26 泣いたが許されなかった
27 仲直りできないまま終わった
28 許されず見捨てられたと感じた
29 謝ったが無視され、許されなかった
30 許されなかったが、自分のせいではなかったので謝らなかつた
31 叱られたが無視したら許されないままになった
32 反抗的な態度をとったら、許されなかった
33 反抗的な気持ちでいると、許されなかった
34 許されず、親を批判する気持ちになった

目になった)。研究1で見出された48カテゴリの中には内容が重複するもの(例:許された体験についてAと許されなかった体験についてDの「具体的罰」)があるため、その場合は許されたことに関する質問項目か、許されなかったことに関する質問項目のどちらか片方を選択した。その際、許されたことに関する質問項目と許されなかったことに関する

質問項目が同じ数(各17項目、計34項目)になるよう、調節しながら採用する項目を選択した。また、質問項目にした際に具体性に欠け、イメージしにくいカテゴリーに関しては、収集したエピソードを参考にしながら、具体的な表現に置き換えた質問項目にした(例:「具体的な指示」というカテゴリーは、「親が『どうすべきなのか』や『どうして欲しいのか』を具体的に説明し、許してくれた」となった)。

分析手順 まず、許された理由推測質問および許しに関する体験質問の因子分析を行い、許された理由推測尺度および許しに関する経験尺度を作成し、その信頼性を確認する。この時点で、許しに関する経験尺度の尺度構成を確認した上で妥当性検討のための仮説を立てる。なお、妥当性の検討には、質問1、質問2および許された理由推測尺度を用いる。**手続き** 調査は大学の授業時間内に一斉に行った。

結果

許された理由推測質問の因子分析 質問3「許された理由推測質問」の全7項目に対して主因子法による因子分析を行った。スクリープロットの結果や固有値の変化、因子の解釈のしやすさなどから2因子構造を仮定し、主因子法・プロマックス回転を行い、因子負荷量が0.40未満の項目を除去した。2回の回転により見出された6項目(第1因子3項目、第2因子3項目)に対して、内的整合性を確認するためCronbachの α 係数を算出した。その結果、第1因子が $\alpha = .816$ 、第2因子が $\alpha = .547$ という結果になった。この2因子6項目をもって「許された理由推測尺度」とした。最終的な因子パターンを、表5に示す。

第1因子は「深く反省したから」「心から謝ったから」など、調査協力者が反省したことが、親が調査協力者を許した理由だとする項目で構成されていたため、「反省による許

表5 許された理由推測尺度の因子分析結果

質問項目	因子名	
	I	II
	反省に よる許し因子	親の判断に よる許し因子
深く反省したから	.83	-.04
心から謝ったから	.83	.13
自分の責任を認めたから	.69	-.06
罰を受けたから	.00	.61
親の機嫌が直ったから	-.21	.54
泣いたから	.19	.48
因子寄与	1.96	.96
因子間相関		-.16

し因子」と命名した。第2因子は「罰を受けたから」「親の機嫌が直ったから」など、親の判断や都合によって許されたとする項目で構成されていたため、「親の判断による許し因子」と命名した。なお、第2因子は十分な信頼性を示さなかったため、この後の分析には用いないことにした。

第1因子に高い負荷量を示した項目の得点を合計した下位尺度得点を算出し、「反省に

よる許し得点」とした。

許しに関する体験質問の因子分析 質問3と同様に、質問4「許しに関する体験質問」に対して逆転項目処理を行った後、全34項目に対して主因子法による因子分析を行った。スクリープロットの結果や固有値の変化、因子の解釈のしやすさなどから、3因子構造を仮定し主因子法・プロマックス回転を行い、因子負荷量が0.40未満の項目を除去した。3回の回転により見出された29項目（第1因子17項目、第2因子6項目、第3因子6項目）に対して、内的整合性を確認するためCronbachの α 係数を算出し、その結果を考慮していくつかの項目を削除した。最終的に、第1因子（16項目）が $\alpha = .934$ 、第2因子（4項目）が $\alpha = .876$ 、第3因子（3項目）が $\alpha = .812$ という結果になり、十分な値を示した。この3因子23項目をもって「許しに関する経験尺

表6 許しに関する経験尺度の因子分析結果

質問項目	因子名		
	I	II	III
	許されなかった 体験に関する因子	時間経過に伴う 許された感覚因子	許され体験に伴う ポジティブ反応因子
罰を受けた後も許されなかった	.83	.04	-.01
反省したが許されなかった	.82	.04	-.15
申し訳ないという気持ちだったが許されなかった	.80	.03	.15
説教されたまま許されなかった	.79	-.04	-.15
許されず、つらい思いや悲しい思いをした	.79	.05	.19
きつくしつこく怒られ、許されなかった	.75	-.03	-.20
叱られたが無視したら許されないままになった	.74	.09	.05
許されず見捨てられたと感じた	.73	-.07	.02
謝ったが無視され、許されなかった	.71	.03	-.22
そのうちもとに戻らなうと思ったが、許されなかった	.71	-.14	.11
泣いたが許されなかった	.67	-.12	.31
仲直りできないまま終わった	.64	-.01	-.14
許されず、親を批判する気持ちになった	.62	.02	.03
謝ったが許されなかった	.62	.07	-.09
反抗的な態度をとったら、許されなかった	.54	-.01	.19
許されなかったが、自分のせいではなかったので謝らなかつた	.52	.07	-.09
しばらく経つと親の機嫌がなおっていて許されたと感じた	.08	.84	.06
時間が経つといつも通りになつたので許されたと感じた	.00	.84	.00
しばらくしたらもう怒ってなかつた	-.01	.81	.08
最後には怒っていないようだったので許されたと感じた	-.04	.71	-.10
許されて、嬉しかった	.11	.00	.85
許されて、反省した	.01	-.08	.73
許されて、ほっとした	-.09	.14	.70
因子寄与	8.20	2.69	2.46
因子間相関			
	I	1.00	-.05
	II	-.05	1.00
	III	-.20	.00
			1.00

表7 許された理由推測尺度および許しに関する経験尺度の下位尺度ごとの平均値およびSD値

下位尺度	平均値	SD値
反省による許し得点	10.10	2.62
許されなかった体験に関する得点	30.44	11.35
時間経過に伴う許された感觉得点	13.70	3.90
許され体験に伴うポジティブ反応得点	10.84	2.77

度」とした。最終的な因子パターンを、表6に示す。

第1因子は「罰を受けた後も許されなかった」「反省したが許されなかった」など、許されないという結果に至った際の様々な状況が説明される項目で構成されていたため、「許されなかった体験に関する因子」と命名した。第2因子は「しばらく経つと親の機嫌がなおっていて許されたと感じた」など、時間経過によって親から許されたと感じたことが説明される項目で構成されていたため、「時間経過に伴う許された感覚因子」と命名した。第3因子は「許されて、嬉しかった」「許されて、反省した」など、許された後のポジティブな変化、感情などが説明される項目で構成されていたため、「許され体験に伴うポジティブ反応因子」と命名した。

さらに、得られた因子それぞれの下位尺度得点を算出した。それぞれの因子に負荷量の高い項目の得点を合計し、それぞれ「許されなかった体験に関する得点」「時間経過に伴う許された感觉得点」「許され体験に伴うポジティブ反応得点」とした。以下の分析にはこの下位尺度得点を用いる。

許された理由推測尺度および許しに関する経験尺度の下位尺度ごとの平均値およびSD値を、表7に示す。

許しに関する経験尺度の仮説検討

許しに関する経験尺度は、因子分析の結果、「許されなかった体験に関する因子」「時間経過に伴う許された感覚因子」「許され体験に伴うポジティブ反応因子」の3因子構造となった。妥当性の検討として、以下の仮説

の検討を行う。

叱られ頻度および許され頻度との関連 叱られ頻度が低い調査協力者は、高い調査協力者に比べ、反省による許し得点、時間経過に伴う許された感觉得点、許され体験に伴うポジティブ反応得点が高く、許されなかった体験に関する得点が低い。

叱られ頻度が低い調査協力者の親は、そもそも寛容性が高いと考えられる。寛容性が高ければ、叱る頻度が低いだけでなく、叱った場合にも許しを与えやすいと考えられる。そのような親を持った場合、反省した場合には許され、例え時間がかかったとしても最終的には許されたと感じることができ、結果として許しに伴うポジティブな反応を経験することも多いだろう。また、叱られる頻度が相対的に低いということは、高い場合よりも、叱られる状況に置かれる機会が少ないということであり、そのような場合、許されないという経験をする機会も少ないだろう。

許され頻度が高い調査協力者は、低い調査協力者に比べ、反省による許し得点、時間経過に伴う許された感觉得点、許され体験に伴うポジティブ反応得点が高く、許されなかった体験に関する得点が低い。

許され頻度が高い調査協力者ほど、許され頻度が低い調査協力者と比較し、許される際に、反省を示していたという状況を経験する機会が相対的に多いため、反省が許しにつながったと意味づける機会も多いだろう。そして、許され頻度が高いほど、時間がかかったとしても、かからなかったとしても、許されたと感じる機会も多く経験し、許しに伴うポジティブな反応を経験する機会も多いと考えられる。また、許されなかった体験に関する尺度は、許されないという結果に至った際の様々な状況の経験頻度を測定する尺度であるため、許され頻度が高いほど、この尺度得点は低くなるだろう。

許された理由推測尺度との関連 許された理

由推測尺度は、調査協力者が許されたと主観的に判断した際の、その理由を測定する尺度であるから、許しに関する経験尺度と次のように関連すると考える。

反省による許し得点は、時間経過に伴う許された感觉得点、許され体験に伴うポジティブ反応得点と正の相関、許されなかった体験に関する得点と負の相関を示す。

反省したため許されたと感じている調査協力者ほど、謝罪をして反省の意思を伝えることに対してポジティブな印象を持っていると考えられるため、より謝罪行動を取りやすく、結果として許されることやそれに伴うポジティブな反応を体験することも多いと考えられる。また、許されなかった体験をしている調査協力者ほど、反省しても許されることがなかったという経験を多く持っている可能性が高い。そのため、反省を許されるための手段、要因として認識していないと考えられる。群分け 許しに関する経験尺度の妥当性の検討として、叱られ頻度と許され頻度の高低を独立変数、各下位尺度得点を従属変数とした分散分析を行うため、質問1と質問2について、それぞれ調査協力者を2群に分ける作業を行った。質問1「あなたは子どもの頃に、親からどの程度叱られていたと思いますか(叱られ頻度)」については、1、2と回答した調査協力者を低群(46人)、3、4と回答した調査協力者を高群(62人)とした。質問2「あなたの親は、あなたが子どもの頃、叱った後であなたを許してくれる人だったと思いますか(許され頻度)」については、1、2、3と回答した調査協力者を低群(53人)、4と回答した調査協力者を高群(55人)とした。群分けは、低群と高群の調査協力者数になるべく違いが出ないように考慮して行った。叱られ頻度および許され頻度を独立変数とする分散分析 許しに関する経験尺度の妥当性を確認するために、以下の通り分散分析を行った。

質問1「叱られ頻度」の2群を独立変数、「反省による許し得点」「許されなかった体験に関する得点」「時間経過に伴う許された感觉得点」「許され体験に伴うポジティブ反応得点」を従属変数とする、被験者間要因の1要因2水準の分散分析を行った。その結果、「反省による許し得点」において、叱られ頻度の主効果が5%水準で有意であった($F(1, 104) = 6.57, p < .05$)。低群の平均値が10.84、高群の平均値が9.56であり、低群は高群より反省したため親に許されたと感じていた。「許されなかった体験に関する得点」において、叱られ頻度の主効果が0.1%水準で有意であった($F(1, 106) = 21.51, p < .001$)。低群の平均値が25.54、高群の平均値が34.89であり、高群は低群より親から許されなかった体験をしていた。「時間経過に伴う許された感觉得点」においては、低群の平均値が13.98、高群の平均値が13.49で、低群の平均値が高群の平均値よりも高かったが、二つの群の間に有意差は見られなかった($F(1, 105) = 0.41, n.s.$)。「許され体験に伴うポジティブ反応得点」において、叱られ頻度の主効果が1%水準で有意であった($F(1, 106) = 7.25, p < .01$)。低群の平均値が11.65、高群の平均値が10.24であり、低群は高群より親から許されたことに伴うポジティブ反応を経験していた(図5)。

質問2「許され頻度」の2群を独立変数、「反省による許し得点」「許されなかった体験に関する得点」「時間経過に伴う許された感觉得点」「許され体験に伴うポジティブ反応得点」を従属変数とする、被験者間要因の1

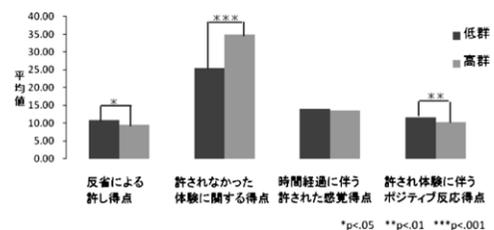


図5 叱られ頻度別各下位尺度得点平均値

要因2水準の分散分析を行った。その結果、「反省による許し得点」において、許され頻度の主効果が0.1%水準で有意であった ($F(1, 104) = 31.27, p < .001$)。低群の平均値が8.85、高群の平均値が11.36であり、高群は低群より反省したため親から許されたと感じていた。「許されなかった体験に関する得点」において、許され頻度の主効果が1%水準で有意であった ($F(1, 106) = 7.28, p < .01$)。低群の平均値が33.81、高群の平均値が28.11であり、低群は高群より親から許されなかった体験をしていた。「時間経過に伴う許された感觉得点」において、許され頻度の主効果が5%水準で有意であった ($F(1, 105) = 6.07, p < .05$)。低群の平均値が14.63、高群の平均値が12.82であり、低群は高群より時間経過に伴う親からの許された感覚を経験していた。「許され体験に伴うポジティブ反応得点」において、許され頻度の主効果が0.1%水準で有意であった ($F(1, 106) = 21.97, p < .001$)。低群の平均値が9.68、高群の平均値が11.96であり、高群は低群より親から許されたことに伴うポジティブ反応を経験していた (図6)。

下位尺度得点を用いた相関分析 因子間の相

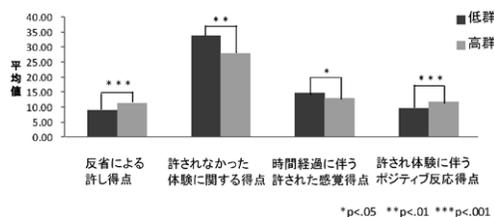


図6 許され頻度別各下位尺度得点平均値

表8 研究2で得られた4因子間の相関係数

	1	2	3	4
1 反省による許し得点	—	-.23*	-.27**	.63**
2 許されなかった体験に関する得点		—	-.04	-.16
3 時間経過に伴う許された感觉得点			—	.03
4 許され体験に伴うポジティブ反応得点				—

* $p < .05$ ** $p < .01$

関のあり方から、今回得られた許しに関する経験尺度の妥当性を確認するために、「反省による許し得点」、「許されなかった体験に関する得点」、「時間経過に伴う許された感觉得点」、「許され体験に伴うポジティブ反応得点」、計四つの下位尺度得点間に有意な相関が見られるかどうか、Pearsonの積率相関係数を用いて相関分析を行った。結果を表8に示す。

反省による許し得点と許されなかった体験に関する得点の間に、5%水準で有意な負の相関が見られた ($r = -.23, p < .05$)。反省による許し得点と時間経過に伴う許された感觉得点の間に、1%水準で有意な負の相関が見られた ($r = .27, p < .01$)。反省による許し得点と許され体験に伴うポジティブ反応得点の間に、1%水準で有意な正の相関が見られた ($r = .63, p < .01$)。許されなかった体験に関する得点と、時間経過に伴う許された感觉得点および許され体験に伴うポジティブ反応得点の間には有意な相関は見られなかった。時間経過に伴う許された感觉得点と許され体験に伴うポジティブ反応得点の間には有意な相関は見られなかった。

考察

許された理由推測質問に対する因子分析についての考察 「許しに関する経験尺度」の妥当性確認に用いる尺度の作成のため、質問3「許された理由推測質問」に対し因子分析を行った。その結果見出された、「許された理由推測尺度」の因子構造について考察する。この尺度は、調査協力者が親から許された理由だと主観的に感じている理由を説明したものであり、「反省による許し因子」と「親の判断による許し因子」の二つの因子が見出された。

先行研究において、謝罪行動は2種類に分類できることが分かっている。責任の受容と罪悪感の認識を必要とする「誠実な謝罪

(sincere apologies)」と、罰の回避や仲間拒否を避けるといった何らかの目的を達成するために行われる「道具的謝罪 (instrumental apologies)」である (中川・山崎, 2004, 2005)。大淵 (2010) は、この二つの謝罪をそれぞれ「真正の謝罪」「表面的謝罪」と表し、真正の謝罪に必要なものとして加害者の自責の念や罪悪感を挙げている。

「反省による許し因子」は、「誠実な謝罪 (真正な謝罪)」を行ったために親から許された、という調査協力者の経験や推測を説明する因子であり、自責の念と罪悪感の認識という二つの要素に関連する項目が含まれている。一方、「親の判断による許し因子」は、子どもの反省や謝罪ではない要素によって (もしくは子どもの反省や謝罪が最終的な理由ではなく)、親が納得 (満足) し、許されたという調査協力者の経験や推測を説明したものである。この因子には、例えば調査協力者が罰を受けたために親が許すと判断したと考えられる場合や、親自身の機嫌が直ったために許されたと考えられる場合など、親の判断 (都合) によって許しが与えられている。

ただし、「親の判断による許し因子」の信頼性係数を算出した結果は $\alpha = .547$ であり、十分な信頼性は得られなかった。この因子は、子どもの反省や謝罪とは関係なく、親の判断 (満足) が許しを左右するという点で共通しているが、そもそも親の判断 (満足) に影響を与える要素 (親の機嫌や罰) や判断の基準は、親や状況によって様々であると考えられる。判断に影響する要素や判断基準自体の多様性のために、調査協力者の実際的な経験も多様であると考えられ、そのため十分な信頼性が得られなかったと考察できる。

許しに関する体験質問に対する因子分析についての考察 許しに関する経験尺度作成のため、質問4「許しに関する体験質問」に対し、因子分析を行った。その結果見出された「許しに関する経験尺度」の因子構造について考

察する。この尺度は、調査協力者が親から受けてきた許しに関する経験を説明したものであり、「許されなかった体験に関する因子」、「時間経過に伴う許された感覚因子」、「許され体験に伴うポジティブ反応因子」の三つの因子が見出された。

「許されなかった体験に関する因子」は「許しに関する経験尺度」の中では、唯一許されなかった体験を説明する因子である。その項目内容から分かるように調査協力者が許されなかったと感じた場合の状況は実に多様であった。にもかかわらず、行動や心情面に関する多様な項目が「許されなかった」という共通の認識で、1つの因子にまとまっていることが分かる。つぎに、許された体験を説明する因子として「時間経過に伴う許された感覚因子」と「許され体験に伴うポジティブ反応因子」の二つが見出されたことについて考察する。「時間経過に伴う許された感覚因子」は、許されるまでにある程度時間がかかったという点、その「許し」は親から具体的な許しの言葉があったわけではなく、あくまでも調査協力者が許されたと感じたという点、の二つの要素が項目間で共通していた。一方、「許され体験に伴うポジティブ反応因子」は、許されるまでの過程ではなく、許されたことによる調査協力者のポジティブな変化や感情という共通性で捉えられている。

叱られ頻度、許され頻度を用いた妥当性検討 妥当性の検討として行った、質問1「叱られ頻度」の2群を独立変数、「許されなかった体験に関する得点」「時間経過に伴う許された感覚得点」「許され体験に伴うポジティブ反応得点」「反省による許し得点」の各下位尺度得点を従属変数とする、被験者間要因の1要因2水準の分散分析の結果について考察する。

分析の結果、許された体験に関連する「反省による許し得点」と、「許され体験に伴うポジティブ反応得点」の二つの下位尺度得点

に関しては、叱られ頻度の主効果が有意であり、かつ低群のほうが高群よりも平均値が高かった。すなわち叱られ頻度が低かった調査協力者は高かった調査協力者に比べ、より、反省したため許されたと感じ、より、許されたことでポジティブな反応をしていたということが分かった。また、「許されなかった体験に関する得点」は、低群より高群の平均値が高く、叱られ頻度の主効果が有意であったため、叱られ頻度が高かった調査協力者は、低かった調査協力者に比べ、より、許されなかった体験をしたと感じていることが分かった。これらの結果は、仮説を支持するものであった。

このような結果が出た理由として、叱られ頻度の高低に対応する、叱る頻度が高い親と低い親の間の、寛容性の差が挙げられるだろう。例えば、寛容性が高い親はそもそも物事に対して寛容であるため怒りやいら立ちといった感情に流されることなく、子どもに責任があると判断した場面でのみ叱るだろう。また、寛容性が高ければ、きちんと反省して謝れば子どもを許す傾向にあると考えられる。対して、寛容性が低い親は、冷静な判断ではない自分の感情に流された叱りや、深刻ではない状況での叱りを多用する傾向にあると推測できる。さらにこのような差があった場合、前者の子どもは反省すれば許されることを学び、許されることでポジティブな反応をするが、後者の子どもは反省感情を喚起されにくいためあまり謝らず、例え謝ったり泣いたりしても親の機嫌が回復していないときは許されない、などというように、違った経験を積み重ねる可能性がある。その結果が今回の調査で見られた平均値の差に結びついていると考えられる。

加えて、「時間経過に伴う許された感覚得点」に関してのみ、叱られ頻度の主効果が有意ではなく、仮説が立証されなかった点について考察する。この下位尺度得点も、「反省

による許し得点」および「許され体験に伴うポジティブ反応得点」と同じく許された体験に関連する下位尺度得点であり、低群の平均値が高群の平均値より高いという結果になったが、その平均値の差はごくわずかであった。すなわちこの結果は、はっきりとした許しの言葉がない和解というものが、親の叱りの頻度とは関係なく存在することを示していると考えられる。この因子は、時間を必要とするものの、許されたという感覚があったという経験を説明している。親がどのように許しを与えるかは、親の叱り方ではなく、むしろ許し方に関係する可能性が高いだろう。

次に、妥当性の検討として行った、質問2「許され頻度」の2群を独立変数、「許されなかった体験に関する得点」「時間経過に伴う許された感覚得点」「許され体験に伴うポジティブ反応得点」「反省による許し得点」の各下位尺度得点を従属変数とする、被験者間要因の1要因2水準の分散分析の結果について考察する。

許され頻度高群は低群に比べ、「反省による許し得点」と、「許され体験に伴うポジティブ反応得点」の平均値が高く、許され頻度の主効果が有意であった。すなわち、許された経験が多い調査協力者は少ない調査協力者に比べ、より、反省したため許されたと感じ、かつ許されたことに伴うポジティブな反応を経験したことが多いという結果であり、この結果は仮説を支持する。また、許され頻度低群は高群に比べ、「許されなかった体験に関する得点」の平均値が高く、許され頻度の主効果が有意であったという結果も、許された経験が少ない調査協力者のほうが、許されなかったという体験が多いという結果であり、仮説通りの結果である。

ただし、「時間経過に伴う許された感覚得点」に関しては、仮説が支持されず、「時間経過に伴う許された感覚得点」の平均値が許され頻度高群より低群において高く、その主

効果が有意であるという結果であった。この結果は、許された経験が少ない調査協力者は、謝罪後も許されるまでに時間がかかり、その許され方も明確に許しの言葉がないものであるという経験を多く持っているが、許された経験が多い調査協力者は謝罪後あまり時間を空けずに明確な許しのサインを親から得ていたということを示していると考えられる。このことは、許され頻度低群の親と高群の親の間では、用いる許し方の傾向に差があるという可能性を示唆しているだろう。このような親の許し方の違いについて、今後さらに調査する必要がある。

以上、叱られ頻度および許され頻度と、許しに関する経験尺度の各下位尺度得点に関する仮説は一部を除き、支持された。

許された理由推測尺度を用いた妥当性検討

「反省による許し得点」、「許されなかった体験に関する得点」、「時間経過に伴う許された感觉得点」、「許され体験に伴うポジティブ反応得点」、計四つの下位尺度得点間の相関を調べるために行った相関分析の結果について考察する。この相関分析の目的は、尺度得点間の相関のあり方を基に、因子分析から見出された「許しに関する経験尺度」の妥当性を確認することであった。

分析の結果、反省による許し得点と、許しに関する経験尺度の三つの下位尺度得点との間に有意な相関が見られ、その他の下位尺度得点間では有意な相関は見られなかった。まず、反省による許し得点と許され体験に伴うポジティブ反応得点との間に正の相関があったことについて述べる。反省したために親から許されたのだと推測する調査協力者ほど、許されてポジティブな反応をしていたことが多い（もしくは、許されてポジティブな反応をしていた調査協力者ほど、反省したために親から許されたのだと推測することが多い）ということが分かり、これは論理的に納得のいく関係性である。この組み合わせの相関係

数のみが強めだったことから、反省すること、許されること、許されてポジティブな反応をすることが、調査協力者の中で強い関連性を持って捉えられていることが伺える。反対に、反省による許し得点と許されなかった体験に関する得点との間に負の相関があったことについて考察すると、反省したために親から許されたのだと推測する調査協力者ほど、許されなかった体験をしていなかった（もしくは、許されなかったという体験をしていた調査協力者ほど、反省したために親から許されたのだと推測していない）ことが分かる。反省すれば許されると知っている調査協力者や、反省することが大切だと学んでいる調査協力者ほどその反省を素直に表現するため、親もそれを受け止めて許す傾向にあると考えられ、この関係性も論理的に納得がいくものである。この二つの相関関係は、仮説を支持するものであった。

しかし、反省による許し得点と時間経過に伴う許された感觉得点との間に負の相関があり、この点において、仮説は支持されなかった。反省したために親から許されたのだと推測する調査協力者ほど、時間経過の後に許されたと感じたことが少なかった（もしくは、時間経過の後に許されたと感じていた調査協力者ほど、反省したために親から許されたのだと推測していない）ことが分かる。これは、時間経過に伴う許された感覚因子が、「時間を要したが許されたと感じた」というように「許されたと感じたこと」に注目した因子なのではなく、どちらかという、「許されたと感じたがそれには時間を要した」というように、許されたと感じるまでに「時間を要した」ことを説明する因子であるがための結果だと考えられる。そのように考えると、反省したために親から許されたのだと推測する調査協力者は、謝罪後にはあまり時間をかけずに親から許されたと感じていたが、親から許されたと感じるまでに時間がかかった調査協

力者は、許されてもその理由は自身が反省したためだとは思っていなかった、ということが、この相関のあり方から考察できる。よって、前段の分散分析の結果とこの相関分析の結果から「時間経過に伴う許された感覚因子」は、「許されたと感じるまでに時間経過を要した」ことを特に説明する因子であると考えられる。

次に、有意な相関が見られなかった下位尺度得点の組み合わせについて考察する。まず、許されなかった体験に関する得点と時間経過に伴う許された感覚得点、許され体験に伴うポジティブ反応得点の間の相関は負であったのだが、「許されなかった体験に関する因子」は「許されなかった」ことを説明し、「時間経過に伴う許された感覚因子」および「許され体験に伴うポジティブ反応因子」は「許された（と感じた）」ことを説明していることは明らかだ。このように「許されなかった」と「許された」という反対方向の概念のグループに関係する因子同士であったことが、これらの組み合わせにおいて負の相関が見られた原因であると推測できる。ただし「時間経過に伴う許された感覚因子」は許されたと感じるまでには「時間がかかった」ということを説明した因子だと考えられるため、「許されなかった体験」について説明する「許されなかった体験に関する因子」とは単に正反対の概念を持つ因子同士というわけではなく、違う次元のことがらを説明する因子同士でもあり、結果この二つの因子の間にはほとんど相関が見られなかったと考えられる。同様に、「許され体験に伴うポジティブ反応因子」も許されたことだけではなく、許されたことに伴う安堵感や反省といったポジティブな「反応」について説明しており、「許されなかった体験に関する因子」と正反対の関係であるとは言えないだろう。よって二つの因子は異なる次元のことがらを説明する因子同士であると判断することができ、そのため因子間にほとんど相関が見られなかったと考えられる。

また、同じ「許された」という概念のグループに属する時間経過に伴う許された感覚得点と許され体験に伴うポジティブ反応得点の相関が正であることは納得できる。しかしこれもまた、許されたと感じるまでには「時間がかかった」ということと、許されたことに伴う安堵感や反省といったポジティブな「反応」について説明した違う次元のことがらを説明する因子同士であるため、相関が見られなかったと考えられる。

以上、今回見出された各因子の下位尺度得点間の相関関係に関する仮説は一部を除き、支持された。

ここまで、叱られ頻度、許され頻度、許された理由推測尺度を用い、許しに関する経験尺度の妥当性の検討を行った。その結果、時間経過に伴う許された感覚得点に関するものを除き、仮説は支持された。時間経過に伴う許された感覚得点に関しても調査協力者にとっての、この尺度得点の意味を再考することで、理解可能であり、今回作成した尺度の妥当性を損なうものではないと判断できる。よって、今回の調査結果は、許しに関する経験尺度の妥当性を示す結果であったと判断する。

総合考察

本研究の目的は謝罪に関する研究の領域で、従来注目されてこなかった「許しに関する経験」という要素に着目し、「許しに関する経験尺度」を作成した上で、その信頼性と妥当性を確認することであった。研究1では、子どもの頃に親から許された体験、許されなかった体験という二つの視点から、叱りと許しに関するエピソードを自由記述にて収集した。さらにKJ法による分類と図解化を通し、叱りと許しに関する出来事の経過について検討した。その結果を基に研究2では、「許されなかった体験に関する因子」、「時間経過に伴う許された感覚因子」、「許され体験に伴う

ポジティブ反応因子」の3因子から構成される「許しに関する経験尺度」を作成し、信頼性と妥当性を確認した。

本研究で作成された「許しに関する経験尺度」は、許されなかった場合と許された場合という二つの側面に関連する、調査協力者の心情面も含めた経験を測定する尺度である。これまでの研究では見過ごされていた「謝罪」と「許しに関する経験」の関連について検討することで、日本人の民族性を表し、かつ日常的な葛藤や適応とも深く関わる「謝罪」についての研究が、さらに発展することが期待される。さらなる謝罪研究の進展は、謝罪や許しに関する日常的な出来事や過去の体験に悩む多くの人にとって有益な情報をもたらすだろう。

最後に、今後の課題として、「許しに関する経験尺度」のさらなる信頼性と妥当性の確認という点に触れる。本研究では、内的整合性を確認するため、因子分析後にCronbachの α 係数を算出した。その結果、十分な信頼性が得られたが、再テスト法などは実施していない。今後、再検査信頼性係数などの確認も必要だろう。また、妥当性の確認のために、「叱られ頻度」と「許され頻度」それぞれを独立変数、「許しに関する経験尺度」の各下位尺度得点を従属変数として、被験者間要因の1要因2水準の分散分析を行った。さらにその後、「反省による許し得点」と「許しに関する経験尺度」の各下位尺度得点の相関の確認もしている。しかし、今回「許しに関する経験尺度」の妥当性の確認のために用いた「叱られ頻度」と「許され頻度」、「反省による許し得点」という指標は、いずれも本調査の過程で得られた質問項目から作成された指標であり、外的基準としては不十分である。今後は、信頼性と妥当性が十分に確認され、かつ広く用いられている尺度との関連を確認し、「許しに関する経験尺度」のさらなる妥当性を検証することが必要である。

謝辞

本研究に関して、ご指導を頂きました今川民雄先生、佐藤祐基先生に深く感謝いたします。また、研究にご協力いただきました北星学園大学の教員の皆様、学生の皆様、そして今川ゼミの皆様にご感謝いたします。

引用文献

- Barnlund, D. C., & Yoshioka, M.(1990). Apologies: Japanese and American styles. *International Journal of Intercultural Relations*, 14, 193-206.
- 川喜多二郎 (1967). 発想法 中公新書
- 森川友子・本山智敬・友清由希子・平井達也 (2013). 責任認識にまつわる過去の指導が謝罪表現に及ぼす影響について：大学生への調査をもとに 応用教育心理学研究, 30 (2), 51-64.
- 中川美和・山崎晃 (2004). 対人葛藤場面における幼児の謝罪行動と親密性の関連 教育心理学研究, 52, 159-169.
- 中川美和・山崎晃 (2005). 幼児の誠実な謝罪に他者感情推測が及ぼす影響 発達心理学, 16 (2), 165-174.
- 大淵憲一・齋藤麻貴子 (1999). 親と教師による子どもの弁明指導の研究：日本人の弁明使用と状況要因 平成8年度稲盛財団助成金研究報告書, 65-92.
- 大淵憲一 (2010). 謝罪の研究 東北大学出版会
- 大谷麻美 (2008). 謝罪研究の概観と今後の課題：日本語と英語の対照研究を中心とした考察 言語文化と日本語教育, 24-43.
- 佐藤純・向居暁・西井宏美・掘下智子 (2013). 中学生は親からの叱りに対してどう認知し反応するのか 日本教育工学会論文誌, 37 (1), 1-12.
- 竹内史宗・澤田仁・三宮真知子 (1993). 小学生の「叱りことば」認知：反省感情、罪悪感に及ぼす叱りことばの「きつきさ」、「長さ」の影響について 日本教育心理学会総会発表論文集, 35, 131.
- 竹内史宗・三宮真知子 (1989). 「叱られ」経験の認知について (1) 日本教育心理学会総会発表論文集, 31, 280.
- Thompson, L.Y., Snyder, C. R., Hoffman, L.,

Michael, S.T., Rasmussen, H.N., Billings, L.S., Neufeld, J.E., Shorey, H.S., Roberts, J.C., & Roberts, D.E.(2005). Dispositional Forgiveness of Self, Others, and Situations. *Journal of Personality*, **73**, 313-359.

